

住宅リフォーム 補助金

最大

90万

『若者世帯住宅リフォーム支援事業が始まります』

神河町では、若年層の定住促進と活力ある町づくりを進めるため、若者世帯家賃補助、若者世帯向け地域優良賃貸住宅（新野団地、中村団地）整備、若者世帯住宅取得支援に続き、若者世帯が居住する住宅をリフォームする場合、その費用の一部を補助する「若者世帯住宅リフォーム支援事業」を開始します。

この制度では、若者世帯が両親と同居時に必要な改修工事、若者世帯が既に居住されている住宅をリフォームする場合はもちろん、（住宅取得支援事業の補助を受けて）空き家を購入後にリフォームする場合も対象となります。補助を希望される方は、ひと・まち・みらい課に備え付けの申請書に必要書類を添えて、期日までに提出をお願いします。

補 助 内 容

- ・費用が10万円以上の住宅リフォーム工事で、補助額は工事費の10分の1とし、50万円を限度とします。
- ・町内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者を利用してリフォームする場合は、更に20万円を上乗せします。
- ・町内の製材事業者から地域材を調達し、5立方メートル以上使用する場合は、20万円を上乗せします。

申し込み要件

- ① リフォーム工事後に町内に定住する若者世帯（新婚世帯及び婚姻予定者又は子育て世帯）又は定住する若者世帯と同居する世帯である方
 - ・新婚世帯 申請日現在において、夫婦の合計年齢が80歳未満である世帯であって、夫婦が同居していること。
 - ・婚姻予定者 申請日現在において、婚姻を予定している者同士の合計年齢が80歳未満である者であって、リフォーム工事完了後6か月以内に婚姻し、夫婦で当該住宅に居住すること。
 - ・子育て世帯 申請日現在において、満15歳に到達して最初の3月31日まで（中学3年生まで）にある子どもと生計を共にし、かつ同居していること。
 - ・定住する若者世帯と同居する世帯 若者世帯から1親等の尊属となる父母世帯及び2親等の尊属となる祖父母世帯
- ② 若者世帯がリフォーム工事の完了後、町内に住民票を移して居住を開始すること（既に神河町に住民票があり居住されている場合は、引き続き居住すること）
- ③ 連帯保証人（収入月額15万8千円以上）のある世帯及び者
- ④ 町税その他町に対する債務の不履行が世帯構成員のいずれもないこと
- ⑤ 神河町暴力団排除条例に抵触しない方
- ⑥ リフォーム工事を行う部分において、他の制度による補助を受けていない世帯及び者

必要書類

・補助金交付申請書・住民票謄本（本籍及び続柄）・戸籍全部事項証明書・世帯全員の町税納税証明書又は町税非課税証明書・リフォーム工事に係る見積書・補助金返還についての誓約書・連帯保証人の印鑑証明書・連帯保証人の所得証明書・現況写真・位置図・リフォーム工事明細書・リフォーム提案図面・その他必要と認める書類

申込み受付期間 **4月3日～12月31日まで**

※4月3日以降の工事請負契約から対象となります。（4月3日までに契約されている住宅は対象外）

申し込み・問い合わせ

神河町役場 ひと・まち・みらい課 TEL0790-34-0002



若者世帯を応援！

住宅取得補助金

最大190万円に 拡充！

～若者世帯住宅取得支援事業～

若者世帯住宅取得支援事業は、若者世帯（新婚、婚姻予定者、子育て世帯）の方が、町内で住宅を取得（新築、購入等）する場合、住宅取得費用の一部を補助する制度です。平成29年4月から、町内の製材事業者から地域材を調達し、10立方メートル以上使用した場合、補助金を増額します。

補助内容

- ・住宅取得に係る費用の10分の1、上限100万円を補助。（土地取得に係る費用を除く。）
- ・町内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者を利用して新築、増築する場合、50万円を増額。
- ・町内の製材事業者から地域材を調達し、10立方メートル以上使用する場合、40万円を増額。

受付期間

- ・4月3日から9月30日まで
- ※4月3日以降の工事請負契約又は売買契約から対象となります。（4月3日までに契約されている住宅は対象外。）
- ※申込みされる方は、ひと・まち・みらい課に備え付けてある申請書に必要書類を添えて、期日までに申込みをお願いします。

申し込み要件

- ①**新婚世帯** 申請日現在、夫婦の合計年齢が80歳未満で夫婦が同居していること。
- ②**婚姻予定者** 申請日現在、婚姻を予定している者同士の合計年齢が80歳未満で、住宅取得後6か月以内に婚姻し、夫婦で住宅に居住すること。
- ③**子育て世帯** 申請日現在、中学3年生までの子どもと同居していること。
- ④町内に自己の居住用として、住宅を新築及び増築又は購入する方。
- ⑤補助金を申請した年度末までに住宅の引渡し完了し、居住が開始できること。
- ⑥連帯保証人のある方。（兵庫県内に居住する親族で、収入月額15万8千円以上の方2名。）
- ⑦町税その他町に対する債務の不履行が世帯構成員のいずれもないこと。
- ⑧神河町暴力団排除条例に抵触しない方。

必要書類

- ①世帯全員の住民票の写し（本籍及び続柄記載分）
- ②戸籍の全部事項証明書
- ③世帯全員の納税証明書（前年度又は当年度のもの）又は非課税証明書（直近までのもの）
- ④住宅取得に係る見積書
- ⑤補助金返還についての誓約書（様式第2号）
- ⑥連帯保証人の印鑑証明書
- ⑦連帯保証人の所得証明書（直近までのもの）
- ⑧現況写真
- ⑨位置図
- ⑩宅地の登記簿謄本（宅地名義人が申請者と異なる場合は、土地使用に係る所有者の同意書を添付）
- ⑪建物配置図、平面図及び立面図
- ⑫前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類



神河町若者世帯向け家賃補助制度 好評受付中！最大2万円補助

神河町では平成26年度から若年層の町内定住を促進し活力ある町づくりを進めるため、神河町内の賃貸住宅に入居する若者世帯に対して家賃補助を実施しています。この家賃補助を希望される方は、下記まで随時お申込み下さい。

【若者世帯とは】

神河町内に住民票を有する世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯。

1. 新婚世帯・・・申込日現在において、夫婦の満年齢の合計が80歳未満で、婚姻届出後3年以内の世帯(再婚者含む。)であって、かつ、同居している世帯
2. 子育て世帯・・・満15歳に到達して最初の3月31日(年度末)までの、生計を一にし同居する子どもがいる世帯
3. 婚姻予定者・・・申込日現在において、夫婦の満年齢の合計が80歳未満であって、かつ、入居後6ヵ月後に婚姻し、夫婦で同居する者

【補助する期間】

補助する期間は以下のとおりとします。

- ・ 新婚世帯及び婚姻予定者・・・24ヶ月(2年間)
- ・ 子育て世帯・・・60ヶ月(5年間)

【賃貸住宅とは】

賃貸住宅とは、事業者・個人・行政が建設し、自ら管理する賃貸住宅とします(空き家等も含まれます)。

ただし親族が所有し、かつ居住する住宅を賃貸借する場合を除きます。

◆家賃補助金額の計算式◆

次の①②のいずれか低い方の額

$$(A) \text{ 家賃額} - 40,000\text{円} = \textcircled{1} \text{ (上限2万円)}$$

$$(A) \text{ 家賃額} - \text{雇用主からの住居手当額} = \textcircled{2}$$

【補助を受けることができる世帯】

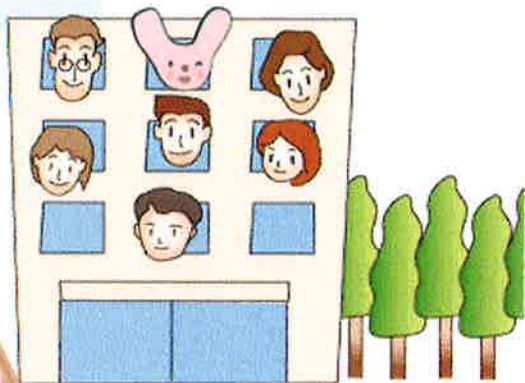
◆補助対象世帯は、町内に住所を有する若者世帯又は、町長が特に必要と認める世帯のうち次の全てに該当する世帯とする。◆

- ①月収487,000円以下であること(月収の算定式は個別にお問合せ下さい)。
- ②町内の賃貸住宅に入居していること、又は入居する予定であること。
- ③実質家賃負担額が月額4万円を超えていること。(併用住宅にあつては、床面積割合で家賃を按(あん)分した住居部分の額が月額4万円を超えていること。)
- ④生活保護による住宅扶助や、他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと。
- ⑤連帯保証人のある者であること。
- ⑥独立の生計を営んでいること。
- ⑦税及び公共料金等を世帯構成員のいずれもが滞納していないこと。
- ⑧暴力団員による不当な行為等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は暴力団員と密接関係者でないこと。
- ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないと認められる又はそのおそれがないと認められること。
- ⑩本要綱に定める必要な更新手続をしていること。

【お問合せ・申込み】

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64 神河町役場 ひと・まち・みらい課

TEL: 0790-34-0002 / FAX: 0790-34-0691 / mail: hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp



神河町マスコットキャラクター
「カーミン」